

浜松医療センター寄附金基金規程

〔平成29年12月15日〕
〔浜松医療センター規程第1号〕

(趣旨及び目的)

第1条 この規程は、浜松市やらまいか大使、秋山俊雄氏の浜松医療センター（以下「医療センター」という。）の発展を願う想いに賛同した篤志家（以下「創設寄附者」という。）から寄贈された寄附金を通じ、医療センターにおける医療に係る教育、研究、社会貢献等の活動の一層の発展を期することを目的に寄附金基金を創設するとともに、その基金に関し必要な事項を定める。

(事業の区分)

第2条 前条の目的を達成するための事業は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 医師（専修医及び臨床研修医を含む。）を含む医療専門職及び医療専門職を目指す学生の教育研究
- (2) 医療センター内において顕著な功績のあった職員表彰
- (3) 患者図書室の充実など患者アメニティの向上
- (4) 病院ボランティアの育成
- (5) 市民公開講座、各種講演会の開催など啓発活動
- (6) その他前条の目的を達成するために必要な事項

(積立て)

第3条 創設寄附者以外の者から寄附金を受け入れることができることとし、その全額をこの基金に積み立てる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、この基金に編入する。

(処分)

第5条 基金は、その設置目的を達成するため第2条に掲げる事業に要する費用に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(経理)

第6条 基金に関する経理は、指定正味財産として取り扱う。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、基金の取り扱いに関し必要な事項は、公益財団法人浜松市医療公社寄附金取扱規程及び公益財団法人浜松市医療公社資金運用規程で定める。

附 則

この規程は、平成29年12月15日から施行する。